○農林水産省告示第六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町一字字出羽四八九四から四八九六まで、四八九七の一、四八九七の二の一、四八九七の二の二、四八九八、四八九九、四九〇一から四九〇五まで、四九〇九から四九一二まで、四九一八から四九二三まで、四九二三の二、四九二四から四九二九まで、四九四九、四九五二の一、四九五二の二、四九五三、四九五四、四九五五の一、四九五五の二、四九五六の一、四九五六の二、四九五七の一、四九五七の二、四九五八、四九五九の一から四九五九の三まで、四九八九、四九八九の二、四九九〇の一から四九九〇の三まで、四九九一、四九九二の一、字奥大野六七五〇の一、六七五〇の二、六七五一、六七五二の一から六七五二の三まで、六七七七、字蔭三六五の一、三六五の二、三六六の一、三六六の二、三六七の一、三六七の二、三六九の一、三六九の二、三七〇の一、三七〇の二、三七二、三七三の一、三七三の二、字木地屋三二九の一、三二九の二七、三二九の二九から三二九の三六まで、三二九の三九から三二九の四一まで、三三〇、字剪宇五四九の一、五五〇から五五三まで、五五四の一、五五五の一、五五五の二、五八四、字桑平六〇四一の三、六〇四二の二、六〇四三の一、六〇四三の二、字實平六六七二の一、六六七二の二、六六七三、六六八六から六六九〇まで、六六九一の一、六六九一の二、六六九二、六六九九の一、六六九九の二、六七〇〇の一、六七〇〇の二、六七二九の一、六七三〇、六七三一、六七三二の一、六七三二の二、六七三三の一から六七三三の四まで、六七三四、六七三五の一、六七三五の二、六七三七の一、六七三九、六七四〇、六七四一の一、六七四二から六七四四まで、六七四五の一の一から六七四五の一の三まで、六七四五の二、六七四五の三、六七四六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字黒谷四一〇二の一、四一〇二の二、字花園中二七四、二七五、三野町太刀野字鶴石二〇〇一の三、二〇〇七の三四、字不動一九〇三の一、一九〇三の二、一九〇七の一、一九一八の一、一九一八の二、一九一八の一二、三野町清水字天神西一三四三、一三四四の一、池田町西山立谷二四六一、二四八五の一、二四八五の二、横滝五二五、五二五の二、五二五の三、東祖谷大西一四七、一五〇、二五一、二六〇の二、東祖谷久保六七九の一、六七九の六、六七九の一二、六九四の一、西祖谷山村関定三、七の一、西祖谷山村中尾二一の二、西祖谷山村西岡二七二、二七三、二七八の一、二七八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒谷四一〇二の二・東祖谷大西一四七・一五〇・二五一・二六〇の二・東祖谷久保六七九の一・六七九の六・六七九の一二・六九四の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村閑定三、七の一、西祖谷山村中尾二一の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東手野川2支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町手野

字平園	一五一〇番地先道路敷　一号
一四三七番	二号
一四三八番	三号
一四四八番	四号
一四六七番	五号
一四七二番	六号
一四九〇番二地先道路敷	七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西小園川3

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市西小園

字中園	五二九番一　一号
	四四八番一九二　二号
	四四八番一九三　三号
	四四八番一九六　五号
	五三八番　六号
	五四〇番　七号
字西中尾	八四〇番一　四号

○国土交通省告示第二百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高下谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県美作市豆田

字高下	一二五番　一号
一三一番	二号から四号まで、十五号及び十六号
一三一番地先道路敷	五号から十号まで
一三五番	十一号
一三六番	十二号から十四号まで
一三三番	十七号及び十八号
一一七番	十九号及び二十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

海内谷川

(二)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県美作市宮原

字海内谷東ノ平	五九八番　一号及び二号
	五九九番二　十五号
字海内谷	五八三番一　三号から十三号まで
字海内谷西ノ平	五九六番　十四号